

隠岐の島町福祉医療費助成制度（重度の障がい者）のご案内

（R 8 . 5 . 2 0 版）

制度の内容

助成対象者の医療費自己負担の一部を助成します。（保険適用外の費用や、入院時の食事代は助成対象外です）

対象となる方（所得制限あり）

- ① 6 5 歳以上で 3 ケ月以上ねたきり（3 ケ月以上常時臥床し、日常生活に介護が必要であり、今後もその状態が継続する見込み）の方（ただし、有効期間は 1 年のみです）
- ② 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
- ③ 身体障害者手帳 3 級または 4 級をお持ちの方で、I Q 5 0 以下の方
- ④ 療育手帳 A をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 2 級で、身体障害者手帳 3 級または 4 級の方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳 2 級で、I Q 5 0 以下の方

申請の手続き

隠岐の島町役場保健福祉課または、各支所、出張所の窓口に交付申請書（必要書類添付）を提出してください。助成対象の方に福祉医療費医療証（資格証）を交付します。

資格の更新手続き

福祉医療費医療証（資格証）は毎年資格更新の手続きが必要です（更新日 1 0 月 1 日）。提出いただいた更新申請書（必要書類等添付）に基づいて資格を判定し、助成対象の方に医療証（資格証）を交付します。

申請（交付・更新）に必要なもの

- ・保険証（マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ等）
（※ 健康保険・後期高齢者医療等、医療保険の加入状況が分かるもの）
- ・遺族年金、障害年金などの非課税年金の収入金額のわかるもの（受給している方）
- ・手続きに来られる方の身分証明書（運転免許証等、顔写真付きの証明書等）
- ・障がいの程度を証明するもの
 - ① 6 5 歳以上でねたきりの方…医師の診断書・民生委員の意見書（様式第 1 5 号）
または、要介護 5 の介護保険証の写し
 - ② 重度の身体障がいのある方…身体障害者手帳
 - ③ 身体障がいと知的障がい重複し重度と認められる方…身体障害者手帳、療育手帳
（※判定機関での検査・判定等が必要です）
 - ④ 重度の知的障がいのある方…療育手帳
 - ⑤ 重度の精神障がいのある方…精神障害者保健福祉手帳
 - ⑥ 身体障がいと精神障がい重複し重度と認められる方…身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳
 - ⑦ 精神障がいと知的障がい重複し重度と認められる方…精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
（※判定機関での検査・判定等が必要です）

医療費の自己負担額

原則1割負担で、負担区分による限度額があります。

※院外処方薬の薬代や補装具、訪問看護（医療保険適用のものに限る）の自己負担はありません。

負担区分と負担限度額（1医療機関1ヶ月あたり）

負担区分	負担限度額	
	入院	通院
一般の方	20,000円	6,000円
低所得の方	2,000円	1,000円
20歳未満の障がい児	2,000円	1,000円

福祉医療証（資格証）の使い方

（1）県内

医療機関（病院・診療所・薬局など）の窓口にて、福祉医療証（資格証）を提示してください。
その他にも各種医療制度の医療証などをお持ちの方は、一緒に提示してください。

（2）県外（鳥取県・山口県・広島県の医療機関の一部で利用可能）

県外の医療機関では、原則、福祉医療証（資格証）が使用できません。

一度、健康保険（後期高齢者医療等）やその他の医療制度の医療証など（お持ちの方）で医療費をお支払いいただき、福祉医療証（資格証）との差額は還付請求をしてください。

届け出が必要なとき

次のような時は必ず届け出をしてください。届け出には（ ）のものがが必要です。

- ①住所氏名が変わったとき（福祉医療証）
- ②加入している加入医療保険が変わったとき（マイナ保険証または資格確認書、福祉医療証）
- ③後期高齢者医療証の交付を受けたとき（マイナ保険証または資格確認書、福祉医療証）
- ④紛失などにより医療証の再交付を受けるとき（マイナ保険証または資格確認書）
- ⑤転出などにより受給資格を喪失したとき（福祉医療証）
- ⑥交通事故にあったとき（福祉医療証）

医療費の還付について

還付請求の期限は、領収日から2年以内です。請求の際は、次のものをお持ちください。

- ①領収証（装具の場合は診断書・証明書も必要）
- ②福祉医療証（資格証）
- ③口座番号のわかるもの
- ④加入医療保険を確認できるもの（マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ等）

お問い合わせ

隠岐の島町 保健福祉課 地域福祉係
電話：08512-2-8561
FAX：08512-2-6630